

様式13

会派視察研修計画書

平成30年 9月14日

碧南市議会議長 様

会派名

代表者名 鏑本 達朗

下記のとおり、視察（研修）を計画したので届け出ます。

参加議員	鏑本達朗		
日時	平成30年10月17日（水）～平成30年10月18日（木）		
視察先	（株）地方議会総合研究所主催のセミナーに参加（東京） 住所→東京都文京区千石2-34-6 電話03-6912-1930		
研修内容	1.5日セミナー 「議会運営の理論と実務～円滑な議会運営を目指して～」に参加		
日程	平成30年10月17日（水）13:00～17:00 セミナー参加 会場＝アットビジネスセンター池袋駅前別館 平成30年10月18日（木）10:00～16:00 セミナー参加 会場＝アットビジネスセンター池袋駅前別館 宿泊→東横INN池袋北口1 東京都豊島区池袋2-50-5 電話03-5960-1045		
交通手段	<input checked="" type="checkbox"/> 公共交通機関 (電車・新幹線)	<input type="checkbox"/> 公共交通機関 (飛行機)	<input type="checkbox"/> 自家用車

※該当するものにチェック☑してください

様式14

会派視察研修報告書

平成30年10月31日

碧南市議会議長 様

会派名 新しい碧南をつくる会

代表者名 鏑本 達朗

下記のとおり、視察（研修）を実施したので報告します。

なお、参加者議員 1人 分の視察研修報告書を添付いたします。

参加議員	鏑本達朗
日時	平成30年10月17日（水）～平成30年10月18日（木）
視察先	（株）地方議会総合研究所主催のセミナーに参加（東京）
研修内容	1.5日セミナー 「議会運営の理論と実務～円滑な議会運営を目指して～」に参加
日程	平成30年10月17日（水）13：00～17：00 セミナー参加 会場＝アットビジネスセンター池袋駅前別館801号室 平成30年10月18日（木）10：00～16：00 セミナー参加 会場＝アットビジネスセンター池袋駅前別館804号室
備考	

※ 相手方から收受した資料の写しを添付してください。

会派視察研修報告書

平成30年10月31日

議員氏名 鏑本 達朗

視察（研修）に参加したので、下記のとおり成果を報告します。

記

- 1 期 間 平成30年10月17日（水）～平成30年10月18日（木）
- 2 視察先 （株）地方議会総合研究所主催のセミナーに参加（東京）
- 3 視察の種類 「新しい碧南をつくる会」会派視察
- 4 視察の成果等

地方議会総合研究所主催のセミナーに参加してきました。今回は、「議会運営の理論と実務」と題したもので、地方自治法における議会運営の理論と現実的な対応を、実務としてどのように対処すべきかの基本的な考えを十分に聞くことができました。今回の講師も前回同様、（株）地方議会総合研究所代表取締役で明治大学政治経済学部講師である廣瀬和彦氏でありました。

講義内容は、1. 本会議運営の理論と実務として、（1）定例会・臨時会・通年会期、（2）議長等選挙、（3）招集と告示変更、（4）会期、（5）定足数とその例外、（6）議事日程、（7）議案等の訂正・撤回、（8）動議と議事進行発言、（9）発言の取り消し・訂正、（10）修正の動議、（11）討論、（12）表決、（13）議員派遣、（14）会議録、（15）本会議の公開の各項目に分け、地方自治法に書かれていることの具体的な解釈とその実際について、詳しく聞くことができました。すでに知り得ている法律の解釈について、新たに再確認ができ、今後の議会活動に役立つものと思いました。

特に、通年会期における議会運営について、改選後の最初の議会において会期を通年と決めれば、その年の1月1日から12月31日までが会期となり、以後、次の改選時までが自動的に通年会期となり、議会招集は改選時の初議会のみとすることができるという解釈でありました。通年会期のメリットとして、専決処分がなくなり、議会の決定権が担保されることであるが、そのことよりも、施政調査権を活用することができるのが、最大の事項であるとの解釈で、このメリットを十分に活用している議会は見当たらないということでした。通年会期を採用することができる自治法の改正の真の目的は、この調査権の活用ができやすくするというもので、いつでも、市行政に対して疑問点が見込まれた場合において、議会あるいは委員会を開き、執行部に対して説明を聞くことができるということであるとの解釈でありました。つまり、執行部から出された議案を審議する受動的な議会ではなく、自ら疑問点を指摘する能動的な議会を法が求めているということでもあります。このことは、碧南市議会においても、十分指摘されるべきものと思われます。二元代表制に基づく碧南市議会の改革を進めることが肝要かと思われますので、

この通年会期の採用を真剣に検討すべきではと思われま

す。その後の講義として、2. 委員会運営の理論と実務として、(1) 常任・特別・議会運営委員会の意義と役割、(2) 委員の選任・辞任、(3) 正副委員長の互選、(4) 委員会招集と議事運営、(5) 再審査・再付託・中間報告、(6) 委員外議員、(7) 所管事務調査と活用手法、(8) 委員派遣、(9) 閉会中の継続審査等、(10) 委員会記録、(11) 委員会の公開、そして、3. 協議会の場、4. 公聴会・参考人、5. 再議、6. 専決処分、7. 長に対する不信任議決、8. 意見書・請願・陳情、9. 懲罰・資格決定、10. その他という各項目において詳しくその説明と法解釈を聞くことができました。

その中でも特に興味を覚え、碧南市議会も正した方がよいのではと思われる事項がありました。閉会中の継続審査についてであります。これは、特に委員会視察研修を行う上での根拠となるもので、具体的な要件が必要となるものであります。たとえば、「その他所管事項に関すること」という項目を上げるのは、具体的な事案を示すものではないと解釈されるため、継続審査項目に適さなく、このような表現はすべきでないとの解釈でありました。今後の参考にすべきではないのかと思われま

す。同じテーマによる1日半のセミナーであり、盛りだくさんの講義でもありました。地方自治法による議会運営の理論について再確認し、その実務について、問題点を含めて認知できたものと思います。副題には、「円滑な議会運営を目指して」というものであります。碧南市議会の運営についても、絶えず時代を見ながら、柔軟な対応が必要ではと思われました。議会は絶えず動いているものでありますので、法的根拠をたゆまず学んでいくべきであるとの実感でありました。